フジクリーン　CE－5型	5－08－H－013	5－13K－H－007	
〃　〃　－7型	〃　－1	〃　－1	
〃　〃　－10型	〃　－2	〃　－2	
フジクリーンプラント PCN－51A～2000A型	5－09－H－001	5－13K－H－008	
〃　〃　－51B～2000B型	〃　－1	〃　－1	
〃　〃　－51C～2000C型	〃　－2	〃　－2	
〃　〃　－51D～2000D型	〃　－3	〃　－3	
〃　〃　－51E～2000E型	〃　－4	〃　－4	
〃　〃　－51F～2000F型	〃　－5	〃　－5	
フジクリーンプラント PCN－51W～2000W型	5－09－H－002	5－13K－H－009	
フジクリーン　CE－12型	5－09－H－004	5－13K－H－010	
〃　〃　－14型	〃　－1	〃　－1	
〃　〃　－18型	〃　－2	〃　－2	
〃　〃　－20型	〃　－3	〃　－3	
〃　〃　－21型	〃　－4	〃　－4	
藤吉工業㈱ 代表取締役社長　加藤　靖始			
フジヨシ浄化槽　FKJ－5型	5－08－H－010	5－13K－H－011	
〃　〃　－7型	〃　－1	〃　－1	
〃　〃　－10型	〃　－2	〃　－2	
フジヨシ浄化槽 FCD－W－A型	5－09－H－003	5－13K－H－012	
〃　〃　－B型	〃　－1	〃　－1	
〃　〃　－C型	〃　－2	〃　－2	
〃　〃　－D型	〃　－3	〃　－3	
〃　〃　－E型	〃　－4	〃　－4	
〃　〃　－F型	〃　－5	〃　－5	
〃　〃　－G型	〃　－6	〃　－6	
中衛工業㈱ 代表取締役　関谷　俊征			
CHUEI　OM－5型	5－08－H－012	5－13K－H－013	
〃　〃　－7型	〃　－1	〃　－1	
〃　〃　－10型	〃　－2	〃　－2	
東洋プラント㈱ 代表取締役　松平　仁			
東洋プラント小型合併処理浄化槽 TPJ－5型	5－08－H－011	5－13K－H－014	
〃　〃　－7型	〃　－1	〃　－1	
〃　〃　－10型	〃　－2	〃　－2	

○近畿地方整備局告示第二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十六日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　かつらぎ都市計画道路事業三・六・九号折居笠田中佐野線及び三・五・一号高田嵯峨谷線

三　事業施行期間　自平成二十五年十月十六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田中字上嶋、字稲子、字片山、字田中、字大縄、字寺前、字的場、字土居、字連上及び字下嶋並びに大字笠田東字室ノ木地内

使用の部分　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田中字片山地内

○中国地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月十六日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
下関市汐入町一二四〇番一から同市安岡駅前二丁目一四〇三番まで	前	BA 一四・五〇～四二・〇〇（メートル）	六・三一五（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一四・五〇～四二・〇〇 二一・〇〇～九二・〇〇 二一・〇〇～九二・〇〇	六・三一五 五・八五六 五・八五六	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　栗田　悟

その関係図面は、平成二十五年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	下関市綾羅木本町三丁目二九四番一四から同市綾羅木本町三丁目一九番三七まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月十六日

○九州地方整備局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十六日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松浦市今福町滑栄免字札ノ元一〇六二番一から同市今福町東免字横岩一四〇一番四まで	前	一七・〇〇～八二・〇〇（メートル）	〇・六四二（キロメートル）
	後	一七・〇〇～八二・〇〇	〇・六四二

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所